

地域指定年度	昭和47年度
計画策定年度	昭和49年度
計画見直し年度	昭和55年度
	昭和62年度
	平成9年度
	平成18年度
	平成26年度

東海農業振興地域整備計画書

平成27年3月

愛知県東海市

目 次

ページ

第1 農用地利用計画	1
1 土地利用区分の方向	1
(1) 土地利用の方向	1
ア 土地利用の構想	1
イ 農用地区域の設定方針	2
(2) 農用地利用計画変更の基本方針	3
(3) 農業上の土地利用の方向	5
ア 農用地等利用の方針	5
イ 用途区分の構想	6
ウ 特別な用途区分の構想	7
2 農用地利用計画	7
第2 農業生産基盤の整備開発計画	8
1 農業生産基盤の整備及び開発の方向	8
2 農業生産基盤整備開発計画	8
3 森林の整備その他林業の振興との関連	9
4 他事業との関連	9
第3 農用地等の保全計画	10
1 農用地等の保全の方向	10
2 農用地等保全整備計画	10
3 農用地等の保全のための活動	10
4 森林の整備その他林業の振興との関連	11
第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な 利用の促進計画	12
1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する 誘導方向	12
(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標	12
(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向	14
2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図る ための方策	14
3 森林の整備その他林業の振興との関連	15

第5 農業近代化施設の整備計画	16
1 農業近代化施設の整備の方向	16
2 農業近代化施設整備計画	18
3 森林の整備その他林業の振興との関連	18
第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画	19
1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向	19
2 農業就業者育成・確保施設整備計画	19
3 農業を担うべき者のための支援の活動	19
4 森林の整備その他林業の振興との関連	20
第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画	21
1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標	21
2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策	21
3 農業従事者就業促進施設	21
4 森林の整備その他林業の振興との関連	21
第8 生活環境施設の整備計画	22
1 生活環境施設の整備の目標	22
2 生活環境施設整備計画	26
3 森林の整備その他林業の振興との関連	26
4 その他の施設の整備に係る事業との関連	26
第9 付 図	別添
1 土地利用計画図（付図1号）	
2 農業生産基盤整備開発計画図（付図2号）	
3 農用地等保全整備計画図（付図3号）	
4 農業近代化施設整備計画図（付図4号）	
5 農業就業者育成・確保施設整備計画図（付図5号）	
6 生活環境施設整備計画図（付図6号）	
7 農用地区域に含めないことが相当な農用地の図面（付図7号）	
別記 農用地利用計画	28
(1) 農用地区域	28
(2) 用途区分	29

第1 農用地利用計画

1 土地利用区分の方向

(1) 土地利用の方向

ア 土地利用の構想

東海市（以下『本市』という。）は、知多半島の西北端に位置し、人口 112,484 人（平成 26 年 8 月）、行政面積 4,345ha を有する。市域の西には埋め立て地の臨海工業地帯があり、内陸部中央の平坦地に農用地と市街地が広がり東部の丘陵部には樹園地や山林・原野等が展開している。

年間の平均気温は約 16.1°C（昭和 54 年～平成 24 年の平均）、年間の平均降水量は約 1,475 mm（昭和 51 年～平成 24 年の平均）と比較的温暖で農業に適した自然条件である。

高度成長期以降の工業化・都市化に伴う人口の増加及び都市的な土地需要は鎮静化し安定期にあるが、（都）伊勢湾岸道路、（都）高速 3 号線（名古屋高速 4 号東海線）の開通や常滑市沖の中部国際空港の開港、（都）伊勢湾岸道路の東海 JCT（ジャンクション）から知多横断道路の常滑 JCT（仮称）を結ぶ計画の（都）西知多道路（西知多産業道路）により、本市の開発ポテンシャルを高め、人口の増加及び都市的な土地需要が増加すると予想される。

土地利用の方向としては、臨海部は重工業地帯、臨海部と内陸部との境には緩衝緑地帯、市内中央部は商業・住宅地域、東部の丘陵地及び南部にかけて農業地域を形成する。

農業地域は、都市近郊型農業として土地利用型から施設型農業へと移行し、単位面積当たりの収益性の高い農業へと展開していく必要があるが、土地利用型農業においても農用地の利用集積、機械の高性能化等により作業効率を高め経営基盤の強化を図る。

商業地域においては、中心市街地整備が全市的な重要課題であり整備が進む中、隣接する農業振興地域との土地利用調整が必要となっている。

さらに、農業振興地域内の農業集落から住宅等の都市的土地需要があった場合、農業構造の改善を進め、農業生産の将来目標を踏まえた農地を確保しつつ総合的な土地利用を第 6 次東海市総合計画、東海市都市計画マスターplan（2011～2023）及び都市計画法等関係法令の調整の中でこれらに対応し本計画の達成を図る。

単位 : ha、%

区分 年次	農用地		農業用施設用地		森林・原野		住宅地		工場用地		その他		計	
	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率
現在 (平成25年)	605	50.1	2	0.2	104 (0)	8.6 (0)	106	8.8	5	0.4	385	31.9	1,207	100
目標 (平成35年)	519	43.0	2	0.2	101 (0)	8.4 (0)	186	15.4	5	0.4	394	32.6	1,207	100
増減	△86		0		△3		80		0		9		0	

(注) () 内は混牧林地面積である。

イ 農用地区域の設定方針

(ア) 現況農用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある現況農用地 605ha のうち、a～c に該当する農用地で、次の地域、地区及び施設の整備に係る農用地以外の農用地約 410ha について、農用地区域を設定する。

(農用地区域としない地域、地区及び施設に係る農用地)

地域、地区及び施設等の具体的な名称又は計画名	位 置 (集落名等)	面 積			備考
		農用地	森林その他	計	
該当なし		ha	ha	ha	

- a 集団的に存在する農用地 (10ha 以上の集団的農用地)
- b 国が実施または補助する農業生産基盤整備事業の施行に係る区域内にある土地
- c a 及び b 以外の土地で、農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るためにその土地の農業上の利用を確保することが必要である土地。
ただし、c の土地であっても、次の土地については農用地区域には含めない。

(a) 集落区域内 (連続集合して存在する住宅、農業用施設、商店、工場等の施設の敷地の外縁を結んだ線内の区域) に介在する農用地で、団地規模が 10ha 未満の農用地

該当集落数	4 地区	該当農用地面積	約 16.3ha
A 地区－名和・荒尾・富木島西部地区(荒尾地区)		0ha	
B 地区－富木島南部・加木屋北中部・木田高地区(加木屋地区)		約 11.2ha	
C 地区－大田新田地区		約 4.8ha	
D 地区－養父・高横須賀・加木屋南西部地区(養父高地区)		約 0.3ha	
(b) 自然的な条件等からみて、農業の近代化を図ることが相当でないと認められる農用地		約 26.8ha	
(c) 中心集落の整備に伴って拡張の対象となる集落周辺農用地			約 151.9ha

(イ) 土地改良施設等の用に供される土地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある土地改良施設用地のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在し、または隣接するものであって、当該農用地と一体的に保全する必要があるものについて農用地区域を設定する。

(ウ) 農業用施設用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある農業用施設用地のうち (ア)において農用地区域を設定する方針とした農用地に介在し、または隣接するものであって、当該農用地と一体的に保全する必要があるものについて農用地区域を設定する。

(エ) 現況森林、原野等についての農用地区域の設定方針

山林、原野等については上記 (ア) (イ) (ウ) の土地の農業上の利用を確保するために必要な土地について、農用地区域を設定する。

(2) 農用地利用計画変更の基本方針

社会情勢の変化に伴い、農業を取り巻く構造にも変化が現れ、本市においてもその影響を受けており、担い手の高齢化、農家の農業離れによる他産業への流出現象等も見受けられるため、農業振興地域整備計画では時代の変化も考慮し、農家の抱える問題に対応しつつ、今後の本市の農業振興に取り組む。

農業振興地域整備計画は、概ね 10 年を見通して策定する計画であり、集団的な優良農地の確保を前提に考慮し、農用地区域からの安易な除外は抑制し、本市における農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想と整合を取りつつ、地域の活性化を進めるとともに、将来的に次世代の農業後継者の育成を行う環境を整備し、優良農地の保全に努める。

ア 農用地区域への編入

以下の土地については、農用地区域への編入を検討する。

(ア) 概ね 10ha 以上の規模の集団農用地で、優良農地として保全していくことが望ましい土地。

(イ) 過去または現在において、国が実施または補助する農業生産基盤整備事業が実施されている土地、あるいは今後実施の見込みのある土地。

(ウ) 農業の振興を図るため、農業上の利用に寄与することが見込まれる土地。

イ 農用地区域からの除外

集団的農用地として保全していくことが極めて困難で、以下の要件を満たす農地については、農用地区域からの除外を検討する。

(ア) 近代化不可地

過去に農業生産基盤整備事業が実施されていない土地及び今後も実施する予定のない土地または、工事完了後 30 年以上経過した土地で、条件（地形・水利・区画等）が悪いなど生産力が低く、効率的な近代的農業が営めないと認められる土地。

また、除外による関係農家の農業経営上の支障が少なく、近隣の農地等に与える影響が軽微である土地。

(イ) 集落介在地

住宅、店舗、地域の広場、公園等の集落施設に介在した土地で、かつ地域で実施された農業生産基盤整備事業の平均的整備規模（概ね 3,000 m²）以下の小規模な飛び農用地等で、周辺の農用地等と一体的、効果的な利用が困難な土地。

また、除外による関係農家の農業経営上の支障が少なく、近隣の農地等に与える影響が軽微である土地。

さらに、過去に農業生産基盤整備事業が実施されていない土地及び今後も実施する予定のない土地または、工事完了後 20 年以上経過した土地。

(ウ) 個別案件の土地

農業振興地域の整備に関する法律第 13 条第 2 項第 1 号から第 5 号に掲げる要件をすべて満たす土地及び法律第 10 条第 4 項に該当する土地で、除外する目的について農地法・都市計画法等、他法令による許認可の必要な場合の見込みが明らかな計画がある場合は検討するものとする。

(3) 農業上の土地利用の方向

ア 農用地等利用の方針

農用地区域は、臨海部の埋立地の東側で市域の西南部にあたる新田地区と、東部の丘陵地にある。

新田地区は、平坦な農用地であり施設園芸・露地野菜と稲作を中心とする水田・畑地として利用され、東部の丘陵部は樹園地の利用形態となっている。

平坦部の農用地は、整備率の高い優良農地であり、知多地域水田フル活用ビジョンの実現に向けた積極的な取り組みによって、ふき、トマト、なす、洋ラン等の施設園芸、たまねぎなどの露地野菜、ケイトウ・球根等の花き類を中心とする畑地としての利用を推進し、担い手への利用集積による大規模かつ効率的な土地利用による生産コストの低減及び流通の適正化を図る。

丘陵部の農用地は、整備が遅れているので農業生産基盤整備を進めると同時に緩傾斜を生かした樹園地・畑地の集団化・近代化を進め、農用地の有効利用と保全を図る。

単位:ha

区分 地区名	農 地	採草放牧地	混牧林地	農業用 施設用地	計
A 荒尾地区	166	0	0	1	167
B 加木屋地区	84	0	0	0	84
C 大田新田地区	88	0	0	1	89
D 養父高地区	115	0	0	0	115
E 養父新田地区	23	0	0	0	23
計	476	0	0	2	478

(注) 道水路等を含む。

イ 用途区分の構想

(ア) A地区－名和・荒尾・富木島西部地区（荒尾地区）

- a (都) 荒尾大府線以北の農用地約93haはほとんどが樹園地であり、その谷間に水田及び畑地が点在している。奥山川沿いの約9haの水田及び北端部の約36haは農業生産基盤整備事業が完了しているが、大部分の農用地は未整備状況にある。このため、今後は利用集積等団地化を推進し合理的な土地利用を図る。
- b 渡内川と富田川に挟まれた約11haの水田及び知多半島道路以東にも約3haの農業生産基盤整備事業済の農地があるが、その他は丘陵部及び集落に介在した畑地、樹園地となっており、農用地の有効利用が図られているとはいえない。このため、今後は利用集積等団地化を推進し合理的な土地利用を図る。

(イ) B地区－富木島南部・加木屋北中部・木田高地区（加木屋地区）

- a 上野新川周辺の農用地は総体的には樹園地であるが、平坦地や谷間には水田・畑地が点在している。上野新川以南の丘陵部に展開する約8haの大半は樹園地である。上野新川以北の農地には、一部農業生産基盤整備事業済の水田もあるが、大半は未整備の樹園地となっているため、利用集積等団地化を推進し合理的な土地利用を図る。
- b 大田川と名鉄河和線に囲まれた約41haの農用地は、平坦部が水田と畑地、丘陵部は樹園地として利用されている。（都）名古屋半田線以西で（都）瀬戸大府東海線及び（都）東海知多線沿の約26haについては、農業生産基盤整備事業が完了しており、主に畑として利用されている。

また、大田川と（都）名古屋半田線以西の丘陵部約9haは大半が樹園地であるが、今後も果樹園を中心に農地としての利用を進める。

(ウ) C地区－大田新田地区

一部集落等と介在した農用地があるが、市内でも最も畑地が集団化した優良農地が展開し、露地野菜や施設園芸が盛んに行われているが約88haの農用地は既に農業生産基盤整備事業済である。今後も畑や施設園芸を中心に農地としての利用を進める。

なお、（都）西知多道路の南東側、（都）瀬戸大府東海線の北側及び（都）大田朝倉線の西側の大田町、横須賀町、高横須賀町において、（仮称）東海

太田川駅西新田土地区画整理事業により住宅地、商業地、工業地、公共施設の整備を進める構想があるが、事業の実施にあたっては農業的土地利用と都市的土地利用との十分な調整を行うこととする。

(エ) D地区－養父・高横須賀・加木屋南西部地区（養父高地区）

既に約97haの農地の農業生産基盤整備事業が完了しており、水稻・露地野菜・花き等の施設園芸を中心に、利用集積等団地化を推進し合理的な土地利用を図る。

なお、（都）養父森岡線の北東側、名鉄河和線の南西側の高横須賀町において、（仮称）東海高横須賀南部土地区画整理事業により住宅地、商業地、工業地、公共施設の整備を進める構想、また、（都）養父森岡線の南側、横須賀新川沿いの養父町、高横須賀町、加木屋町において、民間業者による宅地造成事業の構想があるが、事業の実施にあたっては農業的土地利用と都市的土地利用との十分な調整を行うこととする。

(オ) E地区－養父新田地区

既に農業生産基盤整備事業は完了しており、露地野菜が盛んであり集団的な野菜生産地として土地の高度利用を図る。

ウ 特別な用途区分の構想

該当なし

2 農用地利用計画

別記のとおりとする。（詳細は付図8号のとおり）

第2 農業生産基盤の整備開発計画

1 農業生産基盤の整備及び開発の方向

本市は、南西部と東部で特徴的な地形にある。南西部は平坦な水田又は畠地であり、東部は丘陵地で樹園地として利用され谷間に水田・畠地が分布している。農用地の整備状況は、平成23年現在496.4haが農業生産基盤整備事業完了である。一方、丘陵部の整備率は低く樹園地等集団的に利用されているものの農道等は未整備地域が多い。したがって、これらの地区では生産・出荷等の利便性を確保するため農道整備を図る。

ア A地区－名和・荒尾・富木島西部地区（荒尾地区）

丘陵地は樹園地であり、谷間の農用地には露地野菜、農業生産基盤整備事業の完了した地区では施設ふきが盛んである。今後は、水利の安定確保と未整備地区の農道整備を進め、樹園地と畠地の有効利用を図る。

イ B地区－富木島南部・加木屋北中部・木田高地区（加木屋地区）

平坦部の農業生産基盤整備事業が完了しているが、丘陵部ではまだまだ未整備の農用地が多い。今後は未整備区域の農用地について、農道整備を進め、生産・出荷の効率を向上させるように努める。

ウ C地区－大田新田地区

当地区は、施設園芸・露地野菜が盛んであり、既に農業生産基盤整備事業は完了している。用水排水系の末端に位置していることから今後は、排水施設の改善を進める。

エ D地区－養父・高横須賀・加木屋南西部地区（養父高地区）

当地区は水稻・露地野菜が盛んであり、既に農業生産基盤整備事業は完了している。

また、他地区的花き等の施設園芸の規模拡大を誘導すべく、作目毎での生産団地化を進める。

オ E地区－養父新田地区

当地区では露地野菜が盛んで、既に農業生産基盤整備事業は完了しており、集団的な野菜生産地として土地の高度利用を図る。

2 農業生産基盤整備開発計画

該当なし

3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

4 他事業との関連

該当なし

第3 農用地等の保全計画

1 農用地等の保全の方向

担い手の高齢化や離農により、管理不十分な遊休農用地等が増加することが懸念されることから、東海市農業委員会を核とした農用地利用調整活動を活発化させ、農地の出し手と受け手に係る情報を一元的に把握し両者を適切に結び付けて認定農業者等に農地が利用集積されるよう努めるとともに、農業協同組合等との連絡を密にして農作業の受委託を推進することなどにより、農用地等を良好な状態で保全するよう努める。

また、ため池改修等の事業を実施して治水・災害防止も見据えながら農用地等の保全を図る。

2 農用地等保全整備計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備考
		受益地区	受益面積		
震災対策農業水利施設整備	耐震工事	D	ha 31	1	東浦支線

3 農用地等の保全のための活動

農家に対して遊休農地の発生防止や農用地等の管理の適正化を啓発するとともに、農地の流動化に関する情報の一元化を図り、認定農業者を始めとする担い手農業者が、経営規模の拡大と合わせて農用地等の保全と有効利用が図られるよう、利用権の設定等を推進する。

また、東海市農業委員会を核とした農用地利用調整活動を活発化し、遊休農地の利用の掘り起こし活動を強化するとともに、農業生産組織の再編を促進して集団化・連担化した条件で担い手である認定農業者等に農地が集積されるよう努める。

さらに、耕作放棄地になっている所有者に対し適切な農地利用を図るよう指導し、耕作再開ができない場合は、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定事業や農地中間管理事業、農地利用集積円滑化事業を活用した担い手への農地集積を図るよう指導する。

貸し農園については、加木屋向山地区に市民農園を1か所開設しているが、農家の方自身が開設できるよう、特定農地貸付法に基づいた規定等の整備を行っていく。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

生産組織は、効率的かつ安定的な農業経営を形成する上で重要な位置付けを占めると同時に農業生産法人等の組織経営体への経営母体として重要な位置付けを持っており、オペレーターの育成、受委託の促進等を図ることにより、地域及び営農の実態に応じた生産組織を育成するとともに、経営の効率化を図り、体制の整備されたものについては企業的経営へと誘導する。

また、効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等の間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しながら、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体として発展に結びつくよう農業経営者のみならず、サラリーマン農家、地域住民等にも農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想、その他の諸施策に基づく農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていく。

農業経営の目標は、家族経営体においては1戸当たり年間農業所得800万円程度、企業的経営体については1戸当たり年間農業所得1,400万円程度、年間労働時間(主たる農業従事者1人当たり)1,800時間程度の水準を実現できるものとする。

本市の新規就農の状況を踏まえ、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図るため、一人あたりの年間農業所得250万円程度、年間労働時間2,000時間程度を目標とする。

効率的かつ安定的な農業経営の所得目標及び労働時間

区分	1戸当たり年間農業所得	1人当たり年間労働時間
家族経営体	800万円	1,800時間
企業的経営体	1,400万円	1,800時間
新たに農業経営を営もうとする青年等	250万円	2,000時間

	営農類型	目標規模	作目構成	戸数 (経営体数)	流動化 目標面積
家族経営	水田作	水稻 10ha 作業受託 15ha	水稻 飼料用米	戸 1	ha 10
	露地野菜	畑 5ha	たまねぎ カリフラワー キャベツ レタス その他	41	5
	施設ふき	施設 0.7ha	ふき	44	—
	施設トマト専作	施設 0.5ha	トマト	7	—
	なす専作	施設 0.5ha	なす	7	—
	施設花き	施設 0.45ha	カーネーション	1	—
		施設 0.4ha	洋切花	1	—
		施設 0.4ha	洋ラン	27	—
		施設 0.4ha	観葉植物	1	—
	果樹みかん専作	施設 0.5ha 露地 0.7ha	みかん	9	—
	果樹ぶどう専作	露地 0.8ha 簡易被覆 0.4ha	ぶどう	20	—
	果樹なし専作	なし 1.5ha	幸水 豊水 新高 その他	2	—
	果樹いちじく専作	施設 0.4ha 露地 0.2ha	いちじく	15	—
法人経営	酪農	乳牛 60頭 飼料畑 2ha		1	—
	採卵鶏	採卵鶏 30,000羽		1	—
	露地野菜	畑 8ha	レタス たまねぎ その他	1	4
	施設ふき	施設 1ha	ふき	1	0.5
	施設花き	施設 0.8ha	カーネーション他	1	—
		施設 0.7ha	洋ラン	1	—
		施設 0.7ha	観葉植物	1	—
	果樹ぶどう専作	露地 1.2ha 簡易被覆 0.6ha	ぶどう	1	—

出典：平成26年農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（東海市）

東海市環境経済部農務課資料

(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

大都市近郊の地理的条件及び他産業への就業条件に恵まれ、兼業化が進んでいる。

近年の土地利用型の農業経営においては、農用地の利用集積と高性能な農業機械による作業が不可欠であるが、都市化、混住化等がさらに進展し農業後継者不足、農業労働力の高齢化、脆弱化にともない遊休農地が増加していく等の懸念があり、農業を行う環境がさらに悪化していくものと考えられる。このような状況の中で意欲の高い農業者が安心して農業を営むことができるよう、優良な農地を確保し有効利用を図ることが必要である。

また、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に対する農家の理解を深め、地域の農業委員や農業協同組合の協力を得て、農地中間管理事業、農地利用集積円滑化事業等による利用権設定を積極的に推進し、農地の流動化、利用集積を進め農地の有効利用を図る。そして、野菜・果樹・花き等の意欲の高い農業者の多い部門については、積極的に施設化、団地化を図り、生産性の向上、所得の向上を目指していく。

さらに、名古屋市に隣接した都市近郊の利便性を生かした農業経営を図るため、6次産業化の取り組みを推進する。

	農用地等 の流動化	農作業の 受 委 託	農作業の 共 同 化	耕 地 利 用 率	裏作導入	備 考
現 在 (平成 23 年)	ha 25	ha 60	組織、戸 2	% —	ha 0	
平成 28 年	28	60	2	—	0	
平成 33 年	28	60	2	—	0	

出典：東海市環境経済部農務課資料

2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

(1) 農業生産組織の活動促進対策

兼業化や高齢化による担い手の脆弱化が進んでいる地域においては、集落が全体として営農に取り組む集落営農などの体制づくりを進める。

担い手や集落営農組織による土地利用型農業の振興に当たっては、集落組織の活

動を促進し、集落機能の活用を図り、農業関係者の合意を図ることが前提となる。

そのため、集落、東海市農業委員会、愛知用水土地改良区、あいち知多農業協同組合など関係機関が一体となった地域営農システムを確立する。その取組によって、遊休農地の再生、農用地の集団化等の振興を図り、生産性の高い農業経営の育成を図る。さらには、耕種農家と畜産農家の連携等により環境への負荷の少ない持続性の高い農業の展開を図る。

また、農業経営の規模拡大及び農用地等の有効利用を進めるべく、より計画的・効率的な農業生産と土地利用をめざす場合、地域の農業生産と農用地の利活用に対する多面的な調整が必要となる。このような調整組織として地域農業集団（以下「集団」という。）を位置づける。集団は地域農業の総合的な調整を行うことから、担い手等農家、兼業農家等を幅広く包摂した地域組織であることが必要とされている。そして地域農業の振興を計画的に実践する中で農家それぞれの役割の認識と共同意識の醸成を図る。

さらに、集団の育成と活動効果は相関関係にあることから具体的な活動の中で集団組織の育成を進める。

（2）認定農業者の育成目標

	認定農業者	既に効率的・安定的な経営体	計
現 状	34 (2)	16	50 (2)
目 標	50 (3)	0	50 (3)

() 農業生産法人

3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第5 農業近代化施設の整備計画

1 農業近代化施設の整備の方向

本市の農業生産は、経済社会の著しい変化の中にあって、野菜、花き、果樹の3部門を中心に発展してきたが、近年では施設園芸の比重が高まっている。

今後は、都市近郊型農業を基本として農業者の創意と努力に加え、資本整備の充実、経営の受委託、協業による規模拡大、優良品種の育成等による生産性の向上を進めるとともに、競合産地に対抗するコストの低減、品質の向上、集出荷や流通体制の整備を図り、優良農作物の生産と市場性を高める。

(米)

近年、消費者の良質米志向が強くなるとともに、米の供給過剰傾向の中で米価の低下が続いているため、これらに対応した品質向上と低コスト稲作の推進が強く求められている。このため、優良品種の育成と高品質米の生産、並びに低コスト生産体制の確立に向け、農業団体と一体となって「あいち米」の評価を高める取組を進めるとともに、生産性の向上と体质強化を積極的に推進する。

したがって、良食味品種の導入選定、乾燥調製の改善、高能率機械の導入、土づくり、農作業の受委託組織の育成等を中心として良質米の生産と農地の利用集積等による規模拡大など、生産性の向上に努める。

(野菜)

野菜生産は天候による作柄変動が大きい上、農業従事者の高齢化と後継者不足に伴う担い手の減少、輸入野菜の増加等多くの課題を抱えている。

このため、野菜の生産振興に当たっては、生産出荷用機械・施設の整備・近代化を促進するとともに、産地の濃密指導を通じ育成強化を図る。

野菜については、本市の基幹作物であり、既にたまねぎ、ふきは産地としての地位を確立している。ふきについては、優良種苗を統一的に生産供給することにより、高い生産水準の維持に努める。

また、特産物のカリフラワー及び施設野菜（なす、トマト等）を中心に都市近郊の立地条件を生かし産地として維持拡大に努めるとともに、共同利用施設の導入等による省力化、合理化、栽培技術管理の改善及び担い手農家への利用集積を図り、生産性と品質の向上に努める。

さらに、農業生産基盤整備事業が実施されていない農地については、排水改良などの条件整備に努め、農用地の効率的な利用を図る。

出荷面においては、品質の統一による有利販売を図り出荷労力を軽減するため、高度な選別能力、自動化装置等を備えた選果システムを有する集出荷施設を整備とともに、予冷施設等を備えた施設の整備を計画的に進め、産地の集団化と出荷の計画化を推進する。

(果樹)

国際化の進展や食料消費が多様化する中、食の安全性、食べやすさ、おいしさや多種な品目に対するニーズが高まっているため、消費者ニーズに沿った品目・品種構成への転換、高品質栽培技術や優良品種の育成と効果的な導入、生産供給体制の確立、販売戦略の構築を積極的に推進する。

また、耕種農家と畜産農家を連携させた土づくりによる土壌改良と深耕、排水の整備による土壌の改善を進め、栽培技術、品質の向上に努めるとともに、生産と販売組織の一元化、担い手の育成、技術の高位平準化を図る。適正防除については、共同防除作業を推進する。

さらに、各種イベント等を通じた消費宣伝を積極的に展開し販路の拡大と産地のイメージアップ、ブランド化を推進し、既存の集出荷施設の集約化、高度化を進め、共選共販体制の確立強化を図る。

(花き)

近年の花きを巡る情勢は、需要の低迷、輸入切花の増加、原油価格の上昇などにより厳しい状況が続いている。一方、市場の大型化が進み、消費は多様化の傾向にあるなど、花きの流通及び販売情勢も変化してきている。

消費者ニーズに対応した優良品種の導入、土地、気候条件に適合した品種の育成、開発を図る。切花類は連作障害回避のため水田への利用、畜産農家との連携による有機質確保とその施用による地力増強、洋ラン等の鉢物類は、培養土の改善と生産物の品質向上、生産コストの低減、省エネ施設及び省力化機械の導入、設置により作業の合理化と省力化を図る。

また、集出荷施設を利用した共販体制の確立により計画的な生産と販売を推進する。なお、需要の安定的な増大を図るためにフラワーショウ等を開催し消費の拡大に努める。

さらに、消費者の環境意識の高まりに対応するため、環境への負荷を軽減する栽培技術の開発・普及や生産資材のリサイクル及びエコファーマー等の認証の取得や実践を推進し、ハウス等での使用済プラスチックの適切な処理、育苗ポット等への生分解

性資材の活用、更新期間の長い資材の利用、バケットやトレーなどリサイクル可能な資材の利用を図る。

(畜産)

飼養規模や飼養管理方式(フリーストール(フリーバーン)・ミルキングパーラー方式、スタンチョン方式)に応じて、自動給餌機のほか、搾乳ロボットや搾乳ユニット自動搬送装置、ほ乳ロボット等の新しい飼養管理技術の活用により生産コストの低減や省力化を推進する。

さらに、生産性の向上を図りながら経営の合理化や効率化を推進し、これに見合った適切な環境整備と防疫体制の整備強化を行うとともに、家畜ふん堆肥の利用促進を図るため耕種農家との有機的連携を強化していく。

2 農業近代化施設整備計画

該当なし

3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向

本市の農家意向調査結果（平成25年度実施）において、『年齢』に関する質問では8割弱の人が「60歳以上」と回答し、『農業後継者』に関する質問では「その気がない」・「継ぐかわからない」・「継がせたくない」・「継がせたい者がいない」を合わせると、こちらも同様に8割弱の回答となり、高齢化と担い手不足が伺える。

本市は、将来の農業を担う若い農業経営者の意向やその他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者または農業に関する団体が地域の農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力ある者が農業経営の発展を目指すに当たりこれを支援するために、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想、その他の措置を総合的に実施する。

まず、本市に関連する各協議会や農業協同組合等が相互の連携の下で濃密な指導を行うための体制を編成し、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため徹底した話し合いを推進し、望ましい経営を目指す農業者やその集団等に対して営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者自らが農業の将来方向について選択判断を行うことにより、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

また、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、本市農業委員会を核とした農用地利用調整活動を一層活用し、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握に努め、両者を適切に結びつけて利用権設定を進めるとともに、土地利用調整を全市的に展開して集団化・連担化した条件で、担い手農業者に農用地が利用集積されるよう努める。

2 農業就業者育成・確保施設整備計画

該当なし

3 農業を担うべき者のための支援の活動

本市は、担い手の育成・確保を推進するため、東海市農業委員会、愛知用水土地改良区、あいち知多農業協同組合、愛知県知多農林水産事務所農業改良普及課（農起業支援センター）及び愛知県知多農林水産事務所農政課等の関係機関により構成した協議会を十分に機能させ、役割分担を明確にしたうえで、集落段階における農業の将来

展望とそれを担う経営体を明確にするため徹底した話し合いを促進する。

また、認定農業者、今後認定を受けようとする農業者、望ましい経営を目指す意欲的な農業者や、生産組織及びこれらの周辺農家に対して、前述の協議会が主体となって、営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性をもって自らの地域の農業の将来方向について、選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導するとともに、経営改善に向けた取り組みを実践している農業者及び生産組織に対して、経営診断の実施、導入が望ましい技術の提示等、重点的な指導及び研修を実施し、経営改善の着実な実行を促進する。

さらに、新規就農者を確保するために国・県・市などの支援策を活用して就農意欲の喚起と就農後の定着を目指す。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

本市は名古屋市近郊に位置し、名古屋市の通勤圏に組み込まれている。しかも市内の臨海部には鉄鋼業の大企業が立地するとともに、その関連産業の集積も大きく、市域の内外にわたって就業機会に恵まれている。

(単位：人)

区分		従業地								
I	II	市内			市外			合計		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計
恒常的勤務		90	54	144	109	25	134	199	79	278
自営兼業		69	40	109	6	0	6	75	40	115
出稼ぎ		2	1	3	1	1	2	3	2	5
日雇・臨時雇		18	36	54	11	14	25	29	50	79
総計		179	131	310	127	40	167	306	171	477

(注) 平成25年度「東海市の農業振興のためのアンケート調査」及び基礎調査に関する基礎資料「農家戸数の動向及び見通し」より推計した。

2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

該当なし

3 農業従事者就業促進施設

該当なし

4 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第8 生活環境施設の整備計画

1 生活環境施設の整備の目標

本市の農業集落は、大半が市街化区域に含まれているものの、都市基盤整備水準は依然として低く、併せて市民として住むことに喜びや誇りがもてるような魅力のあるまちづくりが課題となっている。そこで生活環境に密接な関わりをもつ、保健、医療、福祉、防災、安全性などに配慮したまちづくりを推進する必要がある。このため、市民生活の基礎となる公共下水道、住宅地、道路、河川、公共交通機関など都市基盤整備を図り、優れた都市景観の形成など魅力的なまちづくりを推進しなければならない。

また、都市化の進展に伴う幹線道路網の充実は、自動車から発生する大気汚染物質を増加させ、臨海工業地帯に林立する大企業の工場からの降下煤塵、生活排水による水質汚濁、近隣騒音などの都市・生活型公害への対応も含め、環境保全林を設けるなど環境保全対策が重要な課題となっている。

本市では、南北に細長い帯状都市の立地を生かし、緑と住宅地の有機的なネットワークの形成を図り、都市活動と自然とが調和する、人にやさしいまちづくりを推進するため、身近な自然から地球環境問題まで、自然、リサイクル、環境、ごみ問題への多角的な取り組みを図って行く。

(1) 安全性

治水面では、流域の開発等立地条件の変化に対処するため、排水ポンプ、排水路等の農業用施設等の新設または改修を行う。

震災面では、想定される東海・東南海地震などの大地震で落橋させないために本市管理の橋梁補強を進め、県管理の橋梁については早期対策を要望していくとともに、水道施設をはじめとするライフラインが地震に耐えられるよう整備に努める。

また、市民が集まる公共施設については計画的に耐震化を進め、耐震指数の低い木造住宅は耐震診断の実施を引き続き推進する。

さらに、農業用ため池の決壊等を防止するため、堤体及び余水吐、取水口等の付帯施設の改修を進める。

交通安全面では、正しい交通ルールとマナーを習慣づけるために交通安全教育や広報・啓発活動を行うとともに、カーブミラーなどの安全施設の充実を図る。

防犯面では、コミュニティ、防犯ボランティア団体などと連携した防犯活動を

推進とともに、夜間における歩行者、自転車利用者等の安全確保のため、防犯灯を設置し、維持管理及び整備拡充に努める。

消防では、消防車両・資機材や消火栓・防火水槽などの消防水利の整備・充実と教育、訓練、研修などにより、消防職員・消防団員の資質向上を図るとともに、防火対象物への立入検査を実施し、火災予防に努める。

また、高齢者宅などの防火診断や訓練指導、各種講習会などを通して、防火意識の高揚を図る。

(2) 保健性

本市と知多市は、両市の現ごみ焼却施設等（ごみ焼却施設及び粗大ごみ処理施設）が耐用年数を迎える時期を見据え、平成35年度に両市による新しいごみ焼却施設等の完成を目指し、効率的な施設運営による経費削減と、環境にやさしい循環型社会形成の一層の推進を図るため、統合事務を開始することとした。

公共下水道については、計画的に整備するとともに、下水道に関する説明会の開催や助成制度などの啓発を通して、接続率を高める。

また、普及率の向上に伴う浄化センターへの流入量の増大に対応するため、処理施設の改修、増設などを進め、河川のBOD、窒素、りんなどの測定を定期的に行い、水質の向上に努める。

下水道整備計画に定めのない区域では、合併浄化槽の設置を支援する。

さらに、既に整備が完了している管渠や処理場等下水施設については、適切な維持管理を図る。

医療については、医師会などと連携を図って、市民の安心と健康を確保する。

また、在宅当番医制を進め、深夜や休日の緊急時に安心して医療を受けることができるよう、一次救急医療体制を維持する。

さらに、救急体制の強化のため、救急車両や資機材を計画的に整備し、専門的な知識・技術を持つ救急救命士を養成するとともに、訓練などにより救急隊員の資質向上に努め、救急現場に居合わせた人が心肺蘇生法、AEDの操作ができるよう、市民の救命知識と技術の向上を図る。

病院については、質の高い医療を提供する地域完結型の中核病院を目指し、東海市民病院と知多市民病院を施設統合する公立西知多総合病院を、旧東海市民病院の敷地に、平成27年度開院に向けて建設を進めている。

さらに、「21世紀の森づくり事業」を引き続き行い、環境保全林を設置し、工場

からの降下煤塵、大気汚染などの公害を抑制し、健全な住環境及び安心安全な農作物の生産を図るとともに、周辺住民の森林景観を創出し、気象、土壤、生物の生息などを保全する。

(3) 利便性

道路では、(都)西知多道路(西知多産業道路)、(都)名古屋半田線、(都)養父森岡線などの都市と都市を結ぶ幹線道路を整備して渋滞をなくし、住宅地への通り抜け車両を防止するとともに、幹線道路を補完する補助幹線道路を整備し、移動を容易にするよう努める。

また、生活道路の通過交通対策や地震・火災などの災害時に緊急車両が円滑に進入できるよう、狭あい道路の拡幅整備を地域住民と協働して効率的に進める。

さらに、公共施設、民間集客施設や鉄道駅周辺に駐車場や駐輪場を確保するとともに、公共駐車場や駐輪場の適切な管理運営を行い、利用者の利便性の向上を図る。

路線バスでは、市内の主要な施設等を循環するバスネットワークの構築及び通勤通学等の移動手段を確保することにより、幅広い市民の生活交通の手段とし、高齢者や障害者が利用する主要な施設を効率的に結び、日常生活行動(通院、買い物、余暇活動等)を支える移動手段を確保することにより、高齢者等が一人で出かけることを可能とし、ひきこもり防止や社会参加を支援する。

また、市民ニーズを踏まえながら、路線バスとの役割分担等に配慮しつつ、コミュニティバス(らんらんバス)等の路線網の再構築等を進め、バス交通の利便性の向上を図る。

情報面では、様々な方法で分かりやすく情報を提供することや市に意見を伝えやすい環境を整備することで、情報の発信と収集が頻繁に行われ、市民同士がつながりを持つことができるよう、必要な情報が行き交うまちづくりを進める。

また、市民が安心して情報発信できるよう職員を対象に研修などを実施し、個人情報の保護に関する知識や意識の向上を図り、個人情報の適正な管理と情報セキュリティ対策を徹底する。

さらに、個人情報の取り扱いが正しく理解されるよう市民への啓発に努める。

(4) 快適性

高齢者への福祉では、高齢者が健康で安心して暮らすことができるよう、地域の支え合い活動の促進と人とふれあう機会づくりを支援する。高齢者自身が地域の活動に参加することで、心豊かな暮らしにつなげていく。

また、介護に対する地域社会の理解を深めることや相談先などの情報を提供することで、家族介護者の負担軽減を図るなどの支援を行い、市民活動団体と連携して、認知症の情報提供や理解に対する普及・啓発を行う。

児童福祉では、子どもが健やかに育つ支援サービスを充実させるとともに、多様な保育ニーズなどへの対応のために、保育園や支援センターなどの施設や機能を充実させる。

また、乳幼児健診や育児相談などを通じて、子どもの成長発達について理解でき、健やかな成長を促す子育てができるよう支援し、子育てなどのストレスを軽減するため、悩みを相談でき、安心して子育てができるよう育児や子どもへの接し方を学ぶことができる体制などを充実させる。

都市公園や緑地については、緑の骨格軸となる公園や緑地の整備、保全地区の指定などにより、良好な自然環境を保全するとともに、新たな緑を生み出していくための森づくりに関する事業などを展開する。

また、季節の催しや市民参加によるイベントなどの開催により、魅力ある公園にする。

河川改修などを行うときには、地域の状況を考慮して気軽に散策ができる水辺づくりを推進し、自然環境の豊かなため池については、保全に努める。

生涯学習については、市民が自主的・主体的な学習活動によって、生きがいを持つことができるよう、様々な学習の機会や情報を提供し、講座・教室の内容を充実するとともに、活動支援のための指導者やボランティアを発掘し、育成することにより、資質の向上を図り、指導者間やボランティア間の連携に努める。

(5) 文化性

文化財や先人の教えの調査、保存、活用を進めることで、郷土の歴史や文化への興味や関心を啓発し、郷土への愛着につなげ、様々な文化・芸術にふれることができる場、施設、機会を多く提供するとともに、必要な情報を手軽に得ることができることなどを通じて、文化・芸術による感動が生まれるまちをつくる。

郷土の歴史や伝統文化の継承と発信、文化財の保存と活用を図るとともに、市民の文化意識を高め、芸術文化活動を盛んにするため、芸術文化の創造拠点となる新文化施設（ユウナル東海）が平成27年にオープンする。

スポーツ振興の中心となる総合型地域スポーツクラブなどの活動を充実させ、各種スポーツ教室・大会の開催やスポーツ情報を提供するなど、市民が気軽にスポー

ツに親しむ機会をつくる。

また、学校の部活動や地域のスポーツクラブなどで、競技スポーツを活発にするなど、全国や世界で活躍する選手を育成する。

2 生活環境施設整備計画

該当なし

3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

4 その他の施設の整備に係る事業との関連

該当なし

第9 付 図

別 添

- 1 土地利用計画図（付図1号）
- 2 農業生産基盤整備開発計画図（付図2号） 該当なし
- 3 農用地等保全整備計画図（付図3号）
- 4 農業近代化施設整備計画図（付図4号） 該当なし
- 5 農業就業者育成・確保施設整備計画図（付図5号） 該当なし
- 6 生活環境施設整備計画図（付図6号） 該当なし
- 7 農用地区域に含めないことが相当な農用地の図面（付図7号）

別記 農用地利用計画

(1) 農用地区域

下表の〔区域の範囲〕欄に掲げる区域内に含まれる土地のうち〔除外する土地〕欄に掲げる土地及びこれらの土地以外の土地であって、墓地、鉄塔敷地、池沼、河川敷、鉄道敷、公有行政財産等を除いた土地を農用地区域とする。

(ただし、詳細は表示の手段としての平面図〔付図8号〕による。)

地 区 ・ 区域番号	区 域 の 範 囲	除 外 す る 土 地	備 考
A 荒尾地区	名和町、荒尾町、富木島町の市街化区域境と大府市との境界線を結んで囲まれた区域	左記の土地のうち、付図8号に示す黄色、橙色以外の土地	
B 加木屋地区	富木島町、中央町、大田町、高横須賀町、加木屋町の市街化区域境と大府市との境界線を結んで囲まれた区域	左記の土地のうち、付図8号に示す黄色、橙色以外の土地	
C 大田新田地区	北は都市計画道路大池北線、西は西知多産業道路、南は国道155号線と中央町、大田町、高横須賀町、横須賀町の市街化区域境を結んで囲まれた区域	左記の土地のうち、付図8号に示す黄色、橙色以外の土地	
D 養父高地区	高横須賀町、養父町、加木屋町の市街化区域境と知多市との境界線を結んで囲まれた区域	左記の土地のうち、付図8号に示す黄色、橙色以外の土地	
E 養父新田地区	養父町の新田で市街化区域に囲まれた区域	左記の土地のうち、付図8号に示す黄色、橙色以外の土地	

(2) 用途区分

下表の「地区・区域番号」に係る農用地区域内の農業上の用途は、「用途区分」欄に掲げるとおりとする。

(ただし、詳細は表示の手段としての平面図〔付図8号〕による。)

地区・ 区域番号	用 途 区 分
A 荒尾地区	農 地：付図8号に示す黄色の土地
	農業用施設用地：付図8号に示す橙色の土地
B 加木屋地区	農 地：付図8号に示す黄色の土地
	農業用施設用地：付図8号に示す橙色の土地
C 大田新田地区	農 地：付図8号に示す黄色の土地
	農業用施設用地：付図8号に示す橙色の土地
D 養父高地区	農 地：付図8号に示す黄色の土地
	農業用施設用地：付図8号に示す橙色の土地
E 養父新田地区	農 地：付図8号に示す黄色の土地
	農業用施設用地：付図8号に示す橙色の土地